

## 第40回記念八王子いちよう祭り

### 「全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2019」出店募集要項

#### 1. 開催趣旨（目的）

八王子市は、古くは甲州街道の宿場町でしたが、現在では多くの企業、人材に恵まれた有数の産業都市であり、全国から11万人もの学生が集う学園都市でもあります。また、高尾山に代表されるように、豊かな自然に恵まれた観光都市という一面も持っています。

今年で40回目を迎える市民手作りの『八王子いちよう祭り』は、黄金色に染まる甲州街道いちよう並木を舞台に、通行手形に焼印を押しながら各関所をまわる「関所オリエンテーリング」、全国の先駆けとなった「クラシックカーパレード」、各地の物産・特産が出品される「ふるさとバザール」の開催等、地域活性化の役割を果たしております。昨年は、両日とも天候に恵まれ、両日で52万人を超える来場者を迎えました。

本年は、「第40回記念八王子いちよう祭り」として、「第40回記念事業」をメインテーマに、＜Say YES! 40 Years Together! ～みんなとともに40回を!～＞をスローガンに、参加者も観客の皆様も一つとなって40回続けてこられたことを祝し、新元号『令和』とともに今後のさらなる発展を願って開催します。

また、本年度も《三國(みくに)の結び事業》として武蔵の国、相模の国、甲斐の国との交流を深めるべく、地域間の交流、近隣地域の物産・地産、観光案内等にも力を入れ、たくさんのイベントの開催を予定しております。

ぜひ、『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2019』にご出店いただき、来場された方々へ観光・特産品・物産品等のPRをしていただきたいと思います。

#### 2. 主催 八王子いちよう祭り祭典委員会

共催：沿道町会・特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会・八王子市学園都市推進会議  
後援：八王子市・八王子市教育委員会・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団・  
公益社団法人八王子観光コンベンション協会・八王子商工会議所 他

#### 3. 開催概要

##### 1. 名称：第40回記念八王子いちよう祭り

『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2019』

2. 日時：2019年11月16日（土）9：00～17：00 （雨天決行）  
17日（日）9：00～16：30 （雨天決行）

3. 場所：八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場

##### 4. 内容：展示・試食・販売コーナーの設置

観光や物産のPR

観光や物産用リーフレット等の配布

#### 4. 出店内容

・観光PR

・地域特産品、農林水産物およびこれらを原材料とした加工品の展示・販売

※食品販売は、八王子市保健所の定める範囲内（別紙参照）

## 5. 出店資格

1. 祭典委員会が観光・物産展の出店者としてふさわしいと判断し、ルールとマナーを守り、祭典の運営に協力していただける個人・グループ・団体等
2. 『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体
3. 『暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会規約』及び『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2019 出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等

## 6. 出店形式

基本設備：テント1張り (間口3.4m × 奥行2.5m)  
店名板 (15cm×90cm)  
照明 (1個) \*テーブル・椅子・電気コンセントをご使用の場合は、別途、申込書にて受付いたします。

## 7. 募集締切日

**9月9日(月) 必着**

- ①締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。
- ②書類の提出等、締切日までに間に合わない場合はその旨を必ず事務局までご連絡ください。

## 8. 経費負担

- (1) 出店者が負担する経費
  - ① 出店料 60,000円 (1小間 2日分)
  - ② 追加設備に係る経費 (出店申込書参照)
- (2) 出店料の振込について

**9月27日(金)**までに合計金額をお振り込みください。入金の確認をもって受付とします。

- ①一度振り込まれた出店料はいかなる理由があっても返金いたしません。
- ②恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願いします。

**振込先：多摩信用金庫 高尾支店 普通口座**

**八王子いちよう祭り祭典委員会 会長 佐々木 研吾**

**店番号：065 口座番号：0228782**

## 9. 出店のキャンセルについて

原則、出店のキャンセルはできません。出店者の都合により損害が生じた場合、八王子いちよう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。

## 10. 出店の申込みについて

- (1) 提出書類
  - ・ 出店申込書 (出店責任者の写真を2枚貼付したもの)
  - ・ 誓約書
  - ・ 出店商品リスト
  - ・ 行事における臨時出店届 (食品を取り扱う場合には必ずご提出ください。)
  - ・ 観光チラシまたは観光パンフレット 1部

## (2) 申込み書類について

### <申込書>

1. 出店責任者は当日店舗にいて、出店に関する責任を負える方をお願いします。
2. 出店責任者の上半身の写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。
3. 出店内容は具体的にお書き下さい。
4. 火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。
5. 追加設備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額をご確認ください。
6. 電気を使用する方は、必要な容量を申込み、使用機器および使用ワット数を記入してください。  
電気コンセントの増設や記載以外の使用は認めません。  
**※発電機の持ち込み、カセットコンロの使用は禁止します。**
7. 申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名を必ずご記入ください。必要のない方は、「不要」とご記入ください。
8. 出店申込書に記載した営業内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。  
**※当日になっての出店責任者、営業内容の変更および出店権の譲渡は認めません。**
9. 出店申込書類一式の原本を、「八王子いちょう祭り祭典委員会事務局」まで送付して下さい。  
また、申込書の控え(コピー)をお手元に必ず保管しておいてください。

### <写真>

1. 出店責任者の写真を2枚、申込書に添付して提出してください。
2. 1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。

### <誓約書>

1. 出店責任者は、『出店募集要項』に従うことをご誓約いただき、署名・押印のうえ『誓約書』を提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店をお断りさせていただきます。
2. 出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。

### <行事における臨時出店届>

1. 飲食の提供および食品の試食・販売は、八王子市保健所の定める範囲内とします。
2. 飲食の提供・販売、および食品の試食・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項を熟読し、1テントごとに「行事における臨時出店届」を提出してください。
3. **テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。**  
飲食と一緒に飲み物(未開封)や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。

#### 【注意事項】

- ◆ビールサーバーを用いての生ビール販売は、1品目とカウントします。
4. 東京都の『臨時営業許可書』をお持ちの方はそのコピーを添付してください。
  5. 販売品目は事前に申請し、「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売することできません。記載漏れがないように全取扱品目を記入してください。
  6. パック入り、包装された食品は必ず法定の表示を貼付してください。貼付のないものは販売できません。
  7. 全ての冷蔵設備には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。
  8. 記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。
  9. 保健所への届け出は、祭典委員会が一括で行います。
  10. 保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。
  11. 酒類の販売は酒税等の関係があり、別途申請が必要となります。事務局にその旨ご連絡ください。

## (3) 火災予防について

1. 消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は、各店テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。
2. 消火器が無い場合は準備ができるまで火気器具の使用を禁止します。

3. 使用するすべての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届出が必要です。必ず、申込書の所定の欄に記入してください。
4. 火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。
5. 消防署への届け出は、祭典委員会が一括して行います。

#### 1 1. 禁止事項

1. **営業行為はテント内とし、テント外での商品販売や商品陳列を禁止**します。
2. 呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れての呼び込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。
3. 未成年者や運転される方へのアルコール販売・飲酒しながらの販売を禁止します。
4. 氷の・炭の置き去りや投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。
4. **全会場内は禁煙**  
※本出店要項や祭典委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。

#### 1 2. 注意事項

1. 本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。
2. 主催者側の諸事情により止むを得ず内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
3. 主催者の指示に従えない場合は、出店を取り消す場合があります。この場合、出店者に損害が生じた場合でも主催者は賠償をいたしかねますのでご了承ください。
4. 観光・物産展での展示方法については、主催者のルールに従ってください。全体のバランスを考慮し、出店位置を決めさせていただきます。
5. ゴミ等の処分方法は祭典委員会の定める方法に従ってください。
6. 衛生管理、環境保全（ゴミ処理等）は出店者の責任において徹底して行ってください。

#### 1 3. その他

1. 追加設備について、申込み後の変更は、**10月28日（月）**までとします。  
※それ以降の変更は、設営準備の都合上受け付けられません。  
※期日が近づいてきましたら、今一度お申込みの確認をお願いします。
2. 申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。

#### 1 4. 個人情報の取り扱いについて

八王子いちよう祭り祭典委員会は、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めますが、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、いちよう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し個人情報を厳密に管理します。

☆ホームページの『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2019 出店募集要項』も併せてご覧ください。

☆その他、ご不明な点は八王子いちよう祭り祭典委員会までお問合せください。

#### 【お問合せ先】

八王子いちよう祭り祭典委員会事務局 富樫・佐藤・山崎

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 120 番地

TEL : 042-668-8383

FAX : 042-673-6661

E-mail : ichou@ichou-festa.org

URL : <http://ichou-festa.org/>



@Hikaru